

(別紙)

## ネーミングライツ事業実施に伴う愛称表示の基準について

### 対象施設

頁	施設名
2	古市駅東広場
4	羽曳が丘東公園

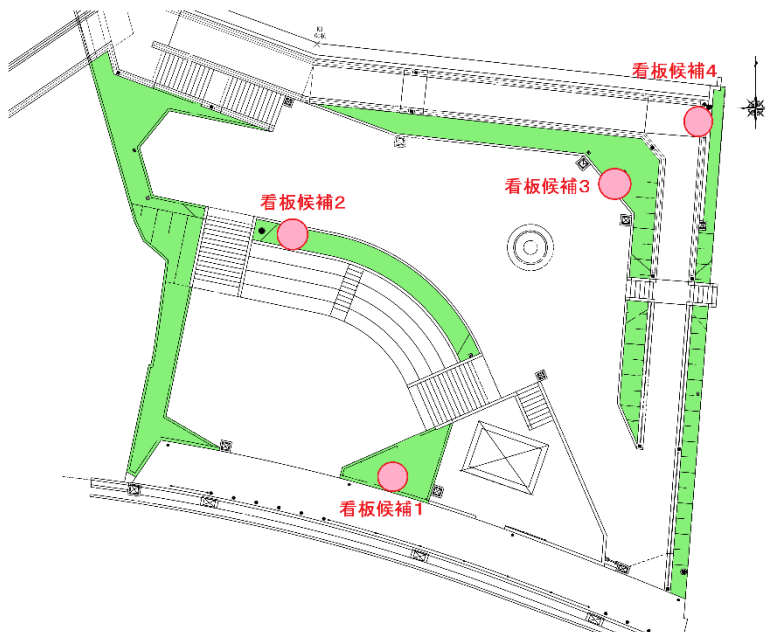
下表を順守のうえ、愛称表示の計画を立案してください。

### 共通事項

表示面積	<ul style="list-style-type: none"><li>・写真（後述）の箇所に設置する場合は、原則として市が提示する大きさ以下とする。</li><li>・他の箇所に設置する場合は、市との協議により決定する。</li></ul>
企業ロゴ・ 企業マーク	<ul style="list-style-type: none"><li>・文字サイズと同程度の大きさとする。</li><li>・応募者が権利を有する登録商標であることを前提とする。</li></ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"><li>・地色・文字色は、表示場所と同系色又は調和した単色とするなど、周辺景観との調和に配慮すること。</li><li>・企業ロゴ・企業マークについては、協議の対象とする。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・愛称及び企業ロゴ・企業マーク以外は表示しないこと。</li><li>・愛称表示のデザインは周辺景観と調和を図ること。</li><li>・愛称表示は、安全性に配慮した設置方法とすること。</li><li>・愛称表示は、施設管理者との協議により必要な管理・点検を行うこと。</li><li>・愛称を英字表記する場合は、本来表記と併記すること。</li></ul>

施設名	古市駅東広場
設置箇所数	4箇所以内を目安とする。
表示箇所 (例)	<p data-bbox="280 259 368 293">【例1】</p>  <p data-bbox="280 786 368 819">【例2】</p>  <p data-bbox="280 1357 368 1391">【例3】</p> 



【例 4】



形状等はイメージであり、確定したものではない。  
他の箇所に設置する場合は、市との協議により決定する。

表示方法

例 1 ～ 3 に設置する場合：支柱つきの看板とする。  
例 4 に設置する場合：横断幕とし、手すりの後ろ側に設置すること。  
※風加重等による躯体の耐久性や安全性が確認できた場合に限る。

施設名	羽曳が丘東公園
設置箇所数	4箇所以内を目安とする。
表示箇所 (例)	<p>【例1】ボールパークフェンス</p>  <p>縦 70cm × 横 4m</p> <p>【例2】公園入口</p>  <p>縦 45cm × 横 2m50cm</p> <p>形状等はイメージであり、確定したものではない。 他の箇所に設置する場合は、市との協議により決定する。</p>
表示方法	<p>例1は横断幕とする。 例2はプレート又は横断幕等とする。 ※風加重等による躯体の耐久性や安全性が確認できた場合に限る。 ※ネットフェンスとの接合箇所については市との協議により決定する。</p>